

平成20年度の対応

- ① 21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置を講ずる。(8.5割軽減。月額保険料は、全国平均で約1,000円→約500円)
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者)については、平成20年度は、原則一律50%軽減とする。

